

「秀」評価及びG P A制度の実施について（Q & A）

Q 1 「秀」評価を導入する目的は？

よりきめ細かな成績評価を行うことによって成績優秀者にインセンティブを与えるため、また、教育の国際化に対応するとともに、最近日本でもG P A制度と併せて5段階評価を導入する大学が増えていることから、他大学の制度との互換性を高めるためにも、現行の「優、良、可、不可」の上に「秀」評価を導入するものです。

Q 2 G P A制度を導入する目的と効果は？

学生の学習意欲を高める上で有効です。

また、これを大学院進学や卒業資格等（Q 5）に反映させることは、社会に対して教育の質を保証するという意味において、大学の責務であると考えられます。

さらに、学生による履修登録単位数の自主的な上限設定を促し、厳格な成績評価に対する教員の意識を高めるなどの効果も期待できます。

Q 3 中期計画、認証評価等との関連は？

本学の中期目標・中期計画には、「学士課程に「秀」評価（優の上に秀を加えて5段階評価とする）及びG P A制度を導入し、修学指導等に積極的に活用するよう努める。」と記されており、今回その具体化をはかるものです。

また、一例として挙げれば、大学評価・学位授与機構の認証評価における大学評価基準には、教育内容及び方法に係る基準の基本的な観点として「単位の実質化（授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫）への配慮」が挙げられています。

今後、G P A制度・履修登録単位数の上限設定・成績評価基準の明示と厳格な成績評価の総合的運用によって、こうした要請にも応えられるよう、基盤の整備をはかります。

Q 4 G P A制度とは？

米国において一般的に行われている学生の成績評価方法の一種です。その一般的な取扱いの例は以下のとおりです。

学生の成績評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階（A, B, C, D, E）で評価し、下記のとおりG Pを付与し、この単位当たり平均（G P A）を出す。 A = 4.0 B = 3.0 C = 2.0 D = 1.0 E = 0

単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のG P Aが2.0以上であることが必要とされる。

3セメスター（1年半）連続して、G P Aが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。（ただし、これは突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。）

なお、このような取扱いは、1セメスター（半年）に最低12単位、最高18単位の標準的な履修を課した上で成績評価し、行われるのが一般的です。

本学のG P A制度は、米国の例や、最近日本でもこの制度を導入する大学が増えているので、それらの例を参考に、本学の実情に合わせてつくられています。

* G P A制度を実施している大学（学部）は、平成12年度で67校、平成14年度で146校（国立25、公立12、私立109）と、近年急増しています。

文部科学省HP「大学における教育内容・方法の改善等について」

* 本学では、卒業資格、退学勧告制度等へのG P Aの利用（Q5）、成績証明書へのG P A及び「不可」評価の科目の記載（Q22）等は、今後の検討課題です。また、本学の成績評価基準（Q16）と、米国の大学の基準には大きな違いがあります（Q24）。

* 卒業資格にG P Aを利用する場合は、卒業に必要な科目の単位を修得することと、G P Aの値が一定の基準以上であることと、二つの要件を課すことが考えられます。

Q5 G P A制度の利用方法として考えられることは？

当面は、組織的な修学指導に利用し、学生が自らの学習状況を把握することによって、履修計画に活用できると考えています。

また、学科分属、転科・転部、授業料免除・各種奨学金等の選考、留学支援、成績優秀者表彰、退学勧告等の制度、卒業資格、大学院入学試験等への利用が考えられます。これらについては、各学部・関係委員会等で今後検討していただきます。

Q6 G P A制度には、履修登録単位数の自主的な上限設定を促す効果があるのですか？

基本的に、履修登録をしたすべての科目の成績がG P Aに反映されるため、学生はシラバス等を参照して、慎重に履修登録を行うようになります。退学勧告制度、

卒業資格，大学院入学試験等への利用を考えるなら，さらに効果が高まります。

このため，授業担当教員には，適切なシラバスに沿った教育と，適正な基準に基づく公正な成績評価が，これまで以上に求められます。

Q 7 なぜ履修登録単位数の上限設定が必要なのですか？

学生の主体的な学習を促し，授業時間外の十分な学習時間を確保するために，上限設定が必要です。（Q 3：大学評価基準）

特に，成績不振の学生には，履修科目を絞り込み，少ない科目に集中して取り組むよう指導する一方，成績優秀な学生には，履修登録単位数の上限を高めて，幅広い学習を奨励する必要があります。

* 本学の中期目標・中期計画には，「学士課程においては，各学期ごとに，学生各自の履修科目登録における単位数の上限を設定することについて，学部単位ごとに検討し，成案が得られた学部から逐次実施する。」と記されています。

* 平成 18 年度以降の教育課程について（最終報告）でも，「少なくとも第 1 年次にこの制度を導入することについては，基本的に理解が得られたと判断できるので，各学部の意見に留意しつつ，実施に向けて検討に入ることとする。」とされているので，G P A 制度と併せて，履修登録単位数の上限設定についても検討をはじめます。

* 履修登録単位数の上限設定を実施している大学は，平成 14 年度で 381 校（国立 54，公立 18，私立 309。全大学の約 56%）に上ります。

文部科学省 H P 「大学における教育内容・方法の改善等について」

Q 8 「秀」評価と G P A 制度の実施時期は？

「秀」評価，G P A 制度とも，平成 17 年 4 月から実施します。ただし，G P A 制度は，平成 17 年度は試行利用，平成 18 年度以降に本格利用となります。

Q 9 試行利用と本格利用は，どう違うのですか？

G P A 制度の利用方法は，各学部等での今後の検討に委ねられています。

平成 17 年度は，教務情報システムの上で G P A の計算方式を整備し，学修簿によって各学生・指導教員等に G P A を知らせ，組織的な修学指導と学生の履修計画に利用していただきます（試行利用）

平成 18 年度以降は，各学部等で，G P A ・成績分布状況等のデータを検証し，さまざまな制度（Q 5）への利用を検討していただきます（本格利用）

Q10 対象の学生は？

対象は学部学生（科目等履修生，特別聴講学生は除く。）とし，平成 17 年度入学の 1 年次学生から年次進行とします。2 年次編入学生は平成 18 年度から，3 年次編入学生は平成 19 年度からの年次進行となります。

なお，この制度は，全学共通のものです。

Q11 年次進行とすると，成績入力の際に混乱が生じませんか？

年次進行とすると，1 クラスの中に 5 段階評価が適用される学生と 4 段階評価が適用される学生が混在するため，教員にとっては成績入力が煩雑になりますが，成績入力画面の工夫等によって，混乱のないよう努めます。

年次進行とせず，高年次の学生にも 5 段階評価を導入すると，1 人の学生の学修簿の中に 4 段階評価と 5 段階評価が混在するため，学生の側に混乱が生じます。

Q12 全学共通の G P A 制度によって異なる学部の成績を比較することは可能ですか？

全学教育科目については，厳格な成績評価の取組み等によって，次第に比較が可能になると考えています。

専門科目については，現在のところ，専門の異なる学部の学生の成績を G P A によって一律に比較することは困難ですが，今後，厳格な成績評価の取組みを進め，成績分布・G P A の平均値等，比較の基礎となるデータを整備して，さまざまな全学的制度（Q 5）に G P A を利用できるよう，基盤の整備をはかります。

* 成績評価の公平性と信頼性を確保するため，成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施等について（平成 14 年 6 月 19 日教務委員会委員長通知）に基づいて，成績評価基準の明示（シラバスに「到達目標」「評価の基準と方法」を明示），成績評価基準（授業科目ごとのガイドライン）の設定，成績評価結果（クラス別の成績分布）の公表，成績評価の妥当性の検討（評価の極端な片寄りの点検）を着実にを行うよう，改めて各学部に要請します。

* 成績評価結果の公表を促進するために，全学教育科目，専門科目，その他の科目について，本学 H P 上に成績分布・G P の平均値等の公表の場を設け，トップページに「成績評価」の項を設けるよう関係委員会に要請します。

* G P A 制度と厳格な成績評価について教員の意識を高めるために，成績入力画面等において，入力したクラスの履修者数・成績分布（人数及び割合）・G P の平均値等を確認できるようにします。

* 本学の中期目標・中期計画には，「シラバス等による成績評価基準や成績分布の公表

は、既に学士課程で実施しているが、大学院課程（修士課程）においても実施するため、成績評価基準の見直しを行う。」と記されています。

Q13 利用にあたって、学部の独自の基準に基づくGPAを使うことはできますか？

今回は、全学共通のGPA制度を創設するものです。利用方法に応じて、対象科目(Q19)等に関して、学部独自の設定をすることについては、改めて検討します。

Q14 大学院学生は対象にならないのですか？

今後の検討課題です。奨学金返還免除の選考基準等に授業科目の成績が加えられる場合、GPAの利用も考えられます。

GPAの算出には、成績処理の電算化が前提となりますが、法科大学院ではすでに電算化されています。平成17年度からは、公共政策大学院、経済学研究科(会計専門職大学院を含む)、工学研究科、情報科学研究科及び水産科学院で電算化が計画されており、これらの大学院では、技術的には導入可能です。

Q15 GPとは？

学期ごとに授業科目の成績を5段階評価し、各々に対して以下のGPを与えます。

成績評価	秀	優	良	可	不可
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0

Q16 成績評価の基準は？

成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施等に基づいて、絶対評価によるか、相対評価によるか、絶対評価による場合の評価基準、相対評価による場合の評価基準と各評価の割合等については、授業科目ごとに担当教員集団で協議して定めていただきます。

Q17 100点方式の基準との対応は？

各学部において、「秀」を加えて以下のとおり定めるようお願いします。

成績評価	秀	優	良	可	不可
100点方式との対応	90以上	89~80	79~70	69~60	59以下

全学共通のGPA制度を運用する以上、この程度の共通の基準は必要です。特に、全学教育科目については、学部により基準が異なるのは混乱のもととなります。

Q18 GPAの計算方法は？

学期ごとに算出する「学期GPA」と、在学中の各学期を通算して算出する「通算GPA」の2種類があります。それぞれの計算式は、下記のとおりです。

学期GPA

$$\frac{\text{(その学期に評価を受けた科目で得たGP)} \times \text{(その科目の単位数)の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

通算GPA

$$\frac{\text{((各学期に評価を受けた科目で得たGP)} \times \text{(その科目の単位数)の合計)の総和}}{\text{(各学期に評価を受けた科目の単位数の合計)の総和}}$$

* GPAの計算は、小数点第3位以下を切り捨てとします。

Q19 GPA算出の対象科目は？

- 1) 全学教育科目（教養科目，基礎科目，日本語科目及び日本事情に関する科目），専門科目，その他の科目（教職科目，国際交流科目）のうち，各学部において，5段階評価によって成績を認定された科目 であって，かつ，卒業要件に算入できる科目 を対象とします（他学部履修を含む）。
- 2) 本学在学中に，他大学あるいは留学先の大学等での履修によって修得した単位も，上記の2要件を満たす場合は，対象とします。
- 3) 「合格・不合格」による評価，及び「評価せず」（授業の大部分を欠席した，試験を受験しなかった，レポートを提出しなかった等の事情により，授業担当教員が履修しなかったと判断し成績評価を行わない場合）は，対象としません。

* 全学教育科目の外国語C，あるいは教職科目，国際交流科目等で，その学部において，卒業に必要な単位数に算入できることとしている科目については，「単位まで」等の制限にかかわらず，成績評価を受けたすべての単位が含まれます。これは，どの科目が卒業に必要な単位数を超えた科目か，当面，機械的には判定できないためです。

* 他大学あるいは留学先の大学等で修得した単位を，単位数としては認定し，5段階評価による成績としては認定しない場合は，「合格」の評価によることができます。

Q20 既修得単位として認定された入学・編入学以前の修得単位の取扱いは？

報告では「入学（編入学を含む。）以前の他大学等における修得単位については、当面は計算式に算入せず、今後さらに検討する。」こととしましたが、検討の結果、既修得単位として認定された単位は、以下のように取扱います。

- 1) 本学において修得した単位で、Q19の2要件を満たす場合は、算入します。
- 2) 本学以外の大学等（短期大学、高等専門学校を含む。）において、本学入学（編入学を含む。）以前に修得した単位は、当面、計算式には算入しません。

* 米国の大学の編入学制度でも、他大学で修得した単位は、単位数としては認定されるが、5段階評価による成績としては認定されないことが多いと聞きます。

アメリカ留学情報サイト Study in the USA 「新しい大学への編入」

* 文学部等の3年次編入、法学部の2年次編入における全学教育科目の単位等で、5段階評価によらず、一括して認定する場合は、GPAには反映されません。

* 平成17年度の既修得単位の認定において、4段階評価をどのようにして5段階評価に直すか？ については、全学教育委員会、各学部での検討に委ねます。

* 全学教育科目については、平成18年度に、既修得単位認定の日程・手順・審査対象とする科目の範囲等の見直しを予定しています。

Q21 卒業要件の単位数を超える選択科目の成績もすべてGPAに算入すると(Q19)、学生の幅広い学習への意欲を抑制することになりませんか？

学生の幅広い学習への意欲に応えるため、米国では、学生の申請によってGPA適用除外科目を選択できる制度が設けられています。これについては、履修登録単位数の上限設定とも関連させて、今後検討します。

その際、学生の学力の多様化に配慮し、成績不振の学生には、履修科目を絞り込み、少ない科目に集中して取り組むよう指導する一方、成績優秀な学生には、履修登録単位数の上限を高めるなど、総合大学の利点を生かした幅広い学習を奨励する仕組みを考える必要があります。

Q22 学修簿や成績証明書への記載は？

各学期に配付される学修簿には、学期GPA、通算GPAを記載します。

成績証明書へのGPAの記載については、今後の検討課題とします。

これは、本学の成績証明書には、現在のところ、「不可」評価の科目は記載されず、またGPAに算入されない科目が記載されるため、GPAを記載した場合、成績証明書に記載の科目との間に不整合が生じ、誤解を招く恐れがあるためです。

したがって、平成 17 年度入学生の成績証明書には、G P A は記載しません。

ただし、留学等のために学生が希望するときには、G P A を記載した成績証明書を発行するよう検討します。この場合、「不可」評価の科目も記載し、G P A の対象外の科目には、区別のマークを付けることが考えられます。

Q23 米国では、5 段階評価をさらに細分化し、A、A- = 3.7、B+ = 3.3、B、B- = 2.7、C+ = 2.3、C、C- = 1.7、D、E といった評価体系を採用する大学も多いと聞きますが、本学では、よりきめ細かな評価体系を導入する予定はありますか？

導入当初は、比較的シンプルな評価体系がよいと考えています。制度を運用する中で、問題があれば、改めて検討します。

Q24 米国では一般的に、G P A = 2.0 以上が卒業要件、G P A = 2.0 未満で退学勧告、G P A = 3.0 あるいは 3.5 以上が大学院入学の基準と聞きますが、本学の G P A はこれに適合しますか？

日米教育委員会「大学・大学院留学の手引き」

University of Massachusetts Amherst

Portland State University

これは、成績評価基準とも関連すると思われれます。制度の導入後に、G P A の平均値等のデータによって検証します。

当面は、誤解を防ぐために、学修簿や成績証明書に G P A を記載する場合は、全学及び当該学部の平均値等を付記して、その学生の成績が本学あるいは学部の中でどのような位置にあるかを示すほか、成績分布・G P の平均値等を公表して、本学の G P A 制度・成績評価の実情について学内外の理解を深めるよう努めます。

* G P A の平均値には、該当者数を付記します。G P A 対象科目の数が 0 の場合、G P A は計算できません。また、履修科目が極端に少ない学生の扱いについては、今後データを見て、問題があれば、改めて検討します。

* 学期 G P A の対象科目、及び G P A の対象外の科目を区別するマークが必要です。

Q25 必修科目が「不可」となり、再履修で合格となった場合の取扱いは？

必修科目で「不可」と評価された場合、再履修等によって合格となるまでの間は、「不可」の G P 及び単位数が累積されますが、合格の評価が与えられた時点で、その G P 及び単位数が算入され、以前の「不可」の G P 及び単位数は、計算式から除

外されます。

これは、必修科目は必ず履修すべき科目であること、及び以前に「不可」と評価された科目と新たに単位を修得した科目の対応関係が明確であることによります。

Q26 選択必修科目や選択科目が「不可」となり、再履修した場合は？

選択必修科目や選択科目では、「不可」と評価され、のちに再履修あるいは他の科目の履修等によって単位を修得した場合、そのG P及び単位数が算入されますが、以前の「不可」のG P及び単位数は残ります。

これは、必ずしもその科目を履修する必要がないこと、及び以前に「不可」と評価された科目と新たに単位を修得した科目の対応関係が機械的には判定できないことによります。

Q27 G P Aの取得ポイントを上げるために、合格した科目の再履修はできますか？

米国ではこのような制度がありますが、本学では、現在のところ、合格した科目の再履修は認めていません。

* 成績証明書へのG P A及び「不可」評価の科目の記載や、卒業資格等へのG P Aの利用を考える場合には、G P Aの取得ポイントを上げるための方策として、たとえば、選択必修科目や選択科目についても、一定の条件で（再履修あるいは他の科目の履修等によって単位を修得し、それが卒業要件に算入できる単位数を超えたとき等）、「不可」のG P及び単位数を除外できる制度（Q26）や、「可」等で合格した科目の再履修ができる制度（Q27）等について再検討することも考えられます。

Q28 履修登録をした授業科目を取消すことができますか？

現在のところ、履修登録の取消し制度は設けていません。

今後できるだけ早い時期に、一定の期間内に履修登録の取消しができる制度を導入し、同時に「評価せず」を廃止することを検討します。

Q29 「評価せず」を廃止する理由は？

G P A制度及び履修登録単位数の上限設定との整合性を考慮すると、選択必修科目・選択科目については、「評価せず」は廃止し、一定の期間内に履修登録の取消しができる制度を導入するのが適当と考えられます。

履修時期・クラスが指定されている必修科目では、通常は全員が履修するので、学生の履修登録の前に、機械的に登録し、再履修や学期途中の休学等、特別の場合

のみ，履修登録の取消しを認めることが考えられます。

- * 現在，全学教育科目のうち，文系の分野別科目（論文指導講義は除く。）及び複合科目では，「評価せず」が履修者の 20%以上，外国語演習，外国語Cでは，25～35%に上ります。（全学教育科目の成績評価の分布状況）
- * GPA制度と履修登録単位数の上限設定（Q7）のもとで，履修登録の取消し制度が導入され，「評価せず」が廃止されると，学生はシラバス等を参照して，履修科目を厳選し，あとで後悔することがないように，慎重に履修計画をたてる必要があります。
- * そのため，教員にも，適切なシラバスに沿った教育と，適正な基準に基づく公正な成績評価（成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施）が強く求められます。

Q30 「保留」の扱いは？

工学部における「保留」は，授業担当教員が暫定的にとりうる措置で，担当教員が，当該学生の成績は，出席状況・達成度の観点から，現時点では可と判定するレベルには達していないが，不可と判定して再履修を求めるよりは，再試験，レポート提出等により追加的学習を求めるほうが教育的には望ましいと判断し，その結果合格レベルに達したと判断できたときに，入力期限後にも成績を入力できる措置です。再試験でも合格しない場合，次年度に講義の一部を受講させ，期末試験等により最終の成績を教員が入力できます。

合格となるまでの間は，成績評価の上では，成績入力期限を過ぎた「保留」は「不可」の扱いとなりますが，合格の評価が与えられた時点で，必修科目の「不可」の場合（Q25）と同様に，以前の「不可」のGP及び単位数は，計算式から除外されます。

Q31 追加認定試験で合格した場合，GPAに反映されますか？

追加認定試験で合格の評価が与えられた場合，その結果は次の学期以降の通算GPAに反映され，「保留」の場合と同様に，以前の「不可」のGP及び単位数は，計算式から除外されます。

- * 追加認定試験とは，全学教育科目の一部について，定期試験・追試験で成績評価が「不可」となった者に対し，担当教員の判断により行うもので，合格者の評価はすべて「可」となります（「平成16年度全学教育科目実施の手引き」111，160-161頁）。
- * 不合格の科目について，再履修・レポート提出・再試験あるいは次年度の試験等によって合格の評価を与えるまでのプロセスに関して，専門科目についても，日程の問題

も含めて、G P A 制度に対応した合理的な制度を整備するよう、各学部で検討をお願いします。

Q32 「秀」評価及びG P A 制度の実施について、教員・新入生への周知は十分ですか？
教員には、「秀」評価及びG P A 制度の実施について（報告）を全員に配布しました。このあと、高等教育機能開発総合センター「センターニュース」に関連記事を掲載し、本「Q & A」も非常勤講師を含めて全教員に配布します。

新入生には、各学部の学生便覧等に説明を掲載し、4月オリエンテーション等で学生向けの「Q & A」を配付し、広報誌「えるむ」に関連記事を掲載するなどして、周知徹底をはかります。

また、本学HPにも関連のサイトを設けて、周知に努めています。

<http://infomain.academic.hokudai.ac.jp/GPA/gpa.htm>

Q33 G P A 制度の見直しがあった場合の取扱いは？

対象科目の変更、成績証明書への記載等、制度の大幅な変更は、入学年度による年次進行で適用する予定です。小さな変更については、個別に判断します。

Q34 全学共通のG P A 制度の運用には、全学的な規程や運用組織が必要では？

平成17年度については、「秀」評価及びG P A 制度の実施について（報告）及び（Q & A）等に基づき、教育改革室、教務委員会、各学部での検討によって制度を運用します。平成18年度以降については、今後検討します。

Q35 G P A 制度の導入について、経費の上で問題はありませんか？

教務情報システムの更新・整備の予算について、全学的な配慮を求めてゆきます。

検討経過

- 平成 17 年 1 月 25 日 第 7 回教育改革室会議（WG 設置）
- 平成 17 年 2 月 4 日 第 1 回 GPA・上限設定・成績評価実施検討WG（Q & A 原案検討）
- 平成 17 年 2 月 8 日 Q & A 原案を各学部へ送付・意見照会
- 平成 17 年 2 月 24 日 第 2 回 GPA・上限設定・成績評価実施検討WG（Q & A 案検討）
- 平成 17 年 2 月 28 日 第 8 回教育改革室会議（Q & A 案確定）
- 平成 17 年 3 月 7 日 平成 16 年度第 5 回教務委員会（Q & A 案審議・了承）

参考資料

- 「秀」評価及び GPA 制度の実施について（報告）（教育改革室，平成 16 年 12 月 17 日）
- 平成 18 年度以降の教育課程について（最終報告）（教育改革室，平成 16 年 12 月 17 日）

他大学の GPA 制度関連の HP

- ・ [北海学園大学法科大学院](#)
- ・ [青森公立大学](#)
- ・ [東北大学会計大学院](#)
- ・ [山形大学](#)
- ・ [成蹊大学](#)
- ・ [中央大学](#)
- ・ [東海大学](#)
- ・ [新潟大学法学部](#)
- ・ [愛知学院大学](#)
- ・ [香川大学](#)
- ・ [大分大学](#)

G P A ・ 上限設定 ・ 成績評価実施検討WG 構成員

平成17年1月25日，教育改革室

所 属	職 名	氏 名	内 線 電 話	備 考
文学研究科	教 授	安 藤 厚	4 0 8 9	座 長 教育改革室・役員補佐
"	"	新 田 孝 彦	5 3 3 9	座長代理 (全学)教務委員会委員・文学研究科長 「秀」評価及びG P A制度の実施準備検討WG
工学研究科	"	榎 戸 武 揚	6 6 5 4	座長代理 (全学)教務委員会委員 「秀」評価及びG P A制度の実施準備検討WG
教育学研究科	"	須 田 勝 彦	3 0 9 2	「秀」評価及びG P A制度の実施準備検討WG
法学研究科	"	鈴 木 賢	3 7 7 5	国際交流室・役員補佐 「秀」評価及びG P A制度の実施準備検討WG 平成18年度以降の教育課程検討WG
理学研究科	"	小野寺 彰	3 5 8 3	全学教育委員会委員
医学研究科	"	吉 岡 充 弘	5 9 0 4	(全学)教務委員会委員 平成18年度以降の教育課程検討WG
農学研究科	"	伴 戸 久 徳	3 3 4 8	教育改革室 「秀」評価及びG P A制度の実施準備検討WG
言語文化部	"	宮 下 雅 年	5 1 1 2	教育改革室・全学教育委員会委員 平成18年度以降の教育課程検討WG
地球環境 科学研究科	"	中 村 博	2 2 5 9	教育改革室 平成18年度以降の教育課程検討WG
高等教育機能開 発総合センター	"	小笠原 正 明	7 5 1 5	高等教育開発研究部長 平成18年度以降の教育課程検討WG